

浜松市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(名称)

第1条 この会の名称は、浜松市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 協議会は、「道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第3号に規定する福祉有償運送(以下これらを「有償運送」という。)に関し、その必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価及び適正な運行のために必要となる事項等を協議することを目的とする。

(主宰者)

第3条 協議会は、浜松市が主宰する。

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が選任した者(以下「構成員」という。)により構成する。

- (1)学識経験者
- (2)静岡運輸支局長又はその指名する職員
- (3)市長又は静岡県知事又はその指名する職員
- (4)住民又は旅客
- (5)市内において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- (6)一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (7)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(協議事項)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1)登録を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (2)合意の解除に関すること。
- (3)協議会の運営方法有償運送のサービス内容及びその他有償運送に関し協議会が必要と認めること。

(任期)

第6条 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の構成員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、浜松市健康福祉部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が構成員のうちから指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(議事)

第 8 条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は出席構成員の過半数で決定し、可否同数の場合には、議長が決定する

4 構成員が所属する団体が福祉有償運送事業の申請をする場合は、当該構成員は当該有償運送事業の可否の議決に加わることはできないものとする。

5 構成員のほか、会長は、特別委員を選任することができる。この場合において、特別委員は、前項で規定する議事の決定に参加することはできない。

(書面開催)

第 9 条 会長は、構成員の招集が困難である場合等にあつては、協議を要しない報告事項及び道路運送法(昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号)第 7 9 条の 6 第 1 項に定める有効期間の更新の登録に係るものに限り、会議の開催に代えて、書面の郵送又は持ち回りにより、報告及び意見の聴取並びに議決を行うことができる。(以下「書面開催」という。)

2 書面開催によって議決を行う場合は、全ての構成員から意見聴取及び賛否の意向の確認を行うものとし、その結果を次回の会議において報告するものとする。

(意見の聴取)

第 1 0 条 協議会は、必要と認める場合には、会議に構成員及び特別委員以外の者に出席を依頼し、説明を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 1 1 条 構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第 1 2 条 協議会の事務局は、浜松市健康福祉部福祉総務課に置き、有償運送の総括に関しては、浜松市都市整備部交通政策課が協力し、事務を進める。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 1 7 年 9 月 1 日から施行する。

2 有償運送について旧浜名郡雄踏町において協議された事項は、この要綱により協議されたものとみなす。

3 この要綱は、平成 1 8 年 7 月 1 1 日から施行する。

4 この要綱は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

5 この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

6 この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。